小泉純一郎氏講演会「日本の歩むべき道」

主催:子どもたちに核のゴミのない寿都を!町民の会 後援:城南信用金庫

本日、私たち「子どもたちに核のゴミのない寿都を!町民の会」は、元内閣総理大臣であり、原発ゼロ・ 自然エネルギー推進連盟顧問でもある小泉純一郎さんを寿都にお招きしました。

私たちは、町民の会を立ち上げた直後から、脱原発を主張する小泉さんに寿都に来ていただき、講演してもらえないかと考えてきました。元総理としてお忙しい日々を過ごされていることから、承諾の返事はなかなか頂けませんでしたが、片岡春雄町長が文献調査に応募することが決定的な情勢となったと知り、みずから寿都に行こうと立ち上がってくださいました。

小泉さんは、総理大臣として、また自民党総裁として、かつては原子力政策を推進する立場にありました。しかし、福島事故ののち、世界で最初に建設中だったフィンランドの地層処分場を視察、世界一固く安定した岩盤のあるフィンランドなら可能でも、地層が軟らかく、地下水、活断層だらけの日本では地層処分は不可能と悟り、危険なゴミを出し続ける原発をまず止めることが最重要、と主張されるようになったのです。現在は原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟顧問として、各地でさかんに講演活動をなさっています。保守だから原発賛成、革新だから原発反対、というありがちな偏見とは無縁な方です。むしろ保守だからこそ、自分たちの住む故郷を大事にするという考えなのだ、それが健全な思想なのだと、小泉さんを見ていて、私たちは感じます。

おそらく、この問題が持ち上がるまで、地名を知ることもなかったであろう寿都町に、小泉さんは遠路はるばる来てくださいました。地層処分の文献調査に「No!」と言うためにです。私たちの町では、いま、反対の声をあげたくても、それぞれの立場や職場環境など、いろいろな理由が重なって、声をあげられない方が多数いらっしゃいます。しかし、自分だけではなく、子どもや孫、そのずっと先の世代にまで影響

するほどの大きな問題に対して、自分の思いを口にできない 環境が、健全な町の状態であるはずがありません。小泉さん の講演は、町民に大きな勇気を与えるものになると信じてい ます。

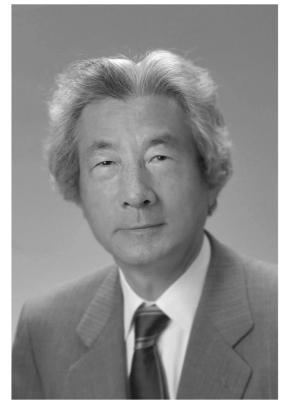
<小泉純一郎氏>

1942 年生まれ。1972 年の衆院選で初当選。 2001 年 4 月から 2006 年 9 月まで内閣総理大臣。

<原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟> 思想・信条を問わず、原発ゼロと自然エネルギー推進 を志す個人・団体が集結した団体。

会長:吉原毅氏(城南信用金庫相談役) 顧問:小泉純一郎氏(元内閣総理大臣) 細川護熙氏(元内閣総理大臣)

副会長:中川秀直氏(元自民党幹事長)



私たちの会のあゆみ

本日 11 月 3 日、元内閣総理大臣の小泉純一郎さんを私たちの町にお迎えして、怒涛のような 2 ヶ月半を思い返しています。まさか、元総理を自分たちが講演に呼ぶことなど、8 月 12 日までは想像もしていませんでした。

8月13日の北海道新聞朝刊一面トップに、寿都町が核のゴミ最終処分場の調査に応募検討と掲載されました。衝撃を受けた寿都水産加工業協同組合青年部の有志たちが8月20日に「寿都に核のゴミはいらない町民の会」を立ち上げました。そして、文献調査に反対する署名を集め始めました。町内からは695人の署名をいただき、8月27日に町長に提出しました。

9月4日、北海道大学名誉教授の小野有五さんに寿都町に来ていただき、核のゴミ問題についてテレビすっつのカメラの前で語っていただきました。その夜に、加工青年部のほか、定年退職者や主婦などの有志が集まり、小野さんと今後の方針を話し合いました。会の名前は、「子どもたちに核のゴミのない寿都を!町民の会」と改めることになりました。

町主催で9月7日から開かれた各地区の説明会には、私たちも参加して、積極的に質問をぶつけました。片岡町長の応募ありきの回答に驚かされましたが、「町民の51%が反対なら応募しない」という言質を取ることはできました。

10月に入り、8日にも応募表明が確定的だという情報が流れました。片岡町長は住民投票に否定的でしたが、地方自治法には、有権者の50分の1の署名を添えて住民投票条例を提出すれば、町長は議会に諮る義務があるとされています。そこで、弁護士さんのアドバイスを受けながら、条例案や各種書類を準備し、2日に役場で手続きしました。住民投票を求める署名は、先の反対署名とちがって、生年月日や署名年月日を書いてもらい、ハンコを押してもらう必要があります。8日の応募を阻止するためには、その前日に出さなくてはなりません。4日から6日まで、たった三日間しかありませんでしたが、町内を歩き、222人の署名をいただくことができました。7日に、その署名を選挙管理委員会に提出し、議会にも住民投票条例の制定を求める請願を行いました。

しかし、8日に、片岡町長は応募を表明、9日に上京し、応募書類を提出してしまいました。住民投票条例を求める声を無視する行動に、私たちは心底がっかりし、また憤りを感じました。

私たちの会には、町民 30 人が所属していますが、メンバーのほとんどは仕事を持っています。とくに、秋は水産加工業にとっては大忙しの季節です。署名や抗議文を役場に提出に行くにも、講演会の準備をするにも、仕事の合間をぬって動いています。「目立ちたがり屋なんでないの」「黙っていた方が賢いのに」という声があるのは知っています。私たちも本当はこんなことはしたくないです。仕事に集中

したいです。しかし、このまま黙っていたら、私たちの町に本当に核のゴミが来てしまうかもしれない。子どもたちに、とんでもないものを背負わせてしまうかもしれない。そんな思いで活動していることを知ってほしいです。



「子どもたちに核のゴミのない寿都を! 町民の会」

事務局 048-0401 寿都郡寿都町字新栄町 101-6 TEL/FAX: 0136-62-3630 kakugomino@gmail.com https://www.facebook.com/106569234530018/ 北海道銀行寿都支店(店番号 304) 普通預金 口座番号 0481374

ここがおかしい! 核のゴミ問題

1. 議会全員協議会の議事録が非公開

2020年2月から8月の町議会の全員協議会で、高レベル放射性廃棄物最終処分場にかかわる議論がなされていたことを、議事録を入手したNHKがスクープ報道しました。「町民に伺いを立てて勉強会をするっていったらかえって面倒な話になる」という片岡町長の発言も記録されており、町民に説明会をするつもりがなかったことが明らかになりました。

この報道を受けて、町民の会では、すぐさま寿都町情報公開条例に基づき、議事録の公開を求めましたが、結果は非開示でした。全員協議会の議事録を非公開とする根拠は、地方自治法上にも寿都町議会会議規則上にも存在しません。まして、今回は、原子力に関わる問題です。「原子力基本法」の第2条には、「原子力利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。」とあります。これは「原子力3原則」と呼ばれ、日本の原子力研究・開発・利用においては、民主・自主・公開の3つを守らなくてはならないという規定なのです。全員協議会で話し合われていたのは原子力政策のひとつである高レベル放射性廃棄物処分場に関わる議論ですから、その議事録は公開されなくてはなりません。

私たちは、非開示を不服として、審査請求書を提出しています。今後、5人の委員からなる情報公開審 査会で公開の是非が決定されることになっています。

2. 町長だけの判断で応募可能

今回、片岡町長は「肌感覚で、町内の過半数以上の賛成を得られていると感じる」と主張し、文献調査の応募に踏み切りました。応募直前に行われた町議会の全員協議会は非公開で、町長は冒頭に顔を出したのみで、議員の議決もとらなかったといいます。こんなことが許されるのかと思います。しかし、片岡町長は法律違反をしたわけではありません。

「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」には、文献調査の応募にあたって、議会での議決が必要とも、住民投票が必要とも、周辺市町村の同意が必要とも、都道府県知事の同意が必要とも書いていません。市町村長が応募すると決めたら、応募できてしまうのです。こんな非民主的な法律が許されるのでしょうか。法律の欠陥ではないでしょうか。

3. 文献調査だけで 20 億円

これがなければ、だれも賛成などしませんよね。文献調査に応募するだけで、20 億円という大金が支払われます。でも、おかしいとは思いませんか。額に汗することなく、労せずして、カネが降ってくるのです。どうして、こんなおかしな制度が存在するのでしょうか。そうでもしなければ、核のゴミの引き受け手が見つからないからです。引き受け手がいなければ、核のゴミの行き場がなくなり、原発を止めなくてはならないからです。東日本大震災以降、日本の原発のほとんどは稼働を止め、国民世論も脱原発に傾いています。そのことを認めたくない経済産業省や電力会社は、原発を続けるために、カネで地方の町を釣ろうとしてきました。それにまんまと食いついたのが私たちの町の町長だったのです。

住民投票の実現を!

10月7日、私たちは、「寿都町における特定放射性廃棄物最終処分施設建設地選定に関する文献調査への応募に関する住民投票条例」の制定を請求する署名を寿都町選挙管理委員会に提出しました。有権者の50分の1以上にあたる222名の署名をいただき、そのうち217名の署名が有効と認められました。

この結果、11月13日に、寿都町議会において、住民投票条例が審議される予定です。可決されると、30日以内に、文献調査の応募に賛成か反対かを問う住民投票が行われます。条例案では、中学生以上の住民に投票権が与えられることになっています。

一方、住民投票の直接請求を無視して、10月8日に片岡町長は、高レベル放射性廃棄物最終処分場の文献調査への応募を表明しました。その根拠とされたのは、「私の肌感覚では町内の過半数以上の賛成を得られていると感じる」という個人的な印象にすぎません。8月13日の最初の報道以降、「賛否が微妙なら応募しない」「町民の51%が反対なら応募しない」などと言っていたにもかかわらず、この有様です。

賛成・反対のどちらが過半数を占めているのかは、肌感覚ではなく、住民投票によってしか分からないはずです。私たちは住民投票の実現を求めます。応募してしまった文献調査については一度撤回し、住民投票の結果をふまえて、再考することを求めます。

文献調査に賛成の皆さんにもお願いします。反対の声を無視して、力で押さえつけて、強引に応募することによって、私たちの町に良いことがあるのでしょうか? これまで仲良く付き合ってきた町民同士の分断がますます深まっているのが現実ではないでしょうか? 町長の言う通り、本当に過半数が賛成しているのなら、住民投票で決着をつけてからでもいいではありませんか。

議員の皆さんにもお願いします。文献調査への賛否は意見が分かれるところでしょうが、住民投票で町 民の声を聞くことは、それとは別のはずです。町民の意思表明の場を設けてください。

私たちの町では、いま、内心で秘めたる思いを声に出せない人も多数いらっしゃいます。住民投票は、 無記名で賛成・反対の意思表示ができます。町の将来を大きく動かす文献調査の応募は、住民投票の結果 をもって決めることを求めます。

<これまでと今後のスケジュール>

10月2日 条例制定請求代表者が役場に手続き。

10月4日 署名活動開始。

10月7日 選挙管理委員会に署名提出。

10月23日 条例制定請求者から町長宛に本請求。

11月13日 寿都町議会にて、条例案を審議予定。

12月13日 可決の場合、この日までに住民投票。

<本庄敬さんからのメッセージ>

いま、僕らは「寿都」という町に試されてるような 気がします。この町をどう愛しているのか?

この町に暮らす人たち、この町を故郷と思いを寄せる方々…みなさん考えましょう、「寿都」を、「寿都」のことを。そして動き出してください! 「寿都」の未来のために!!

